

新会社法と中小企業経営

伊 藤 博 志

目 次

は じ め に

I 新会社法の特徴と中小企業への影響

II 会計参与制度の概要

III 中小企業の会計処理実態

終 わ り に

は じ め に

2006年5月1日から「会社法」（以下本稿においては「新会社法」と記す）が施行された¹⁾。これまでの会社に関する法規定は、商法第2遍、有限会社法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（いわゆる「商法特例法」）など様々な法律に分散しており、一つの法律として体系的なものではなかった²⁾。

新会社法は、会社に関する法律を一本にまとめて条文を再構成するとともに、平仮名口語体表記となり、体系的で分かりやすい法律になったとされる。さらに実質的な改正も大幅に行われ、とりわけ中小企業に関連する部分としては、株式会社制度と有限会社制度の統合、機関設計の柔軟化、事業承継に活用できる株式制度の拡充、会計参与制度の創設、株主代表訴訟の合理化、最低資本金制度の撤廃、合同会社の新設などきわめて多岐にわたっており、それらの中小企業経営に与える影響は多様なものになると考えられる。

法律分野は専門外の筆者ではあるが、本稿では中小企業の視点にたち、とくにその資金調達の面から重要な役割を果たすことが期待される会計参与という新しい機関を中心に、中小企業の会計実態や資金調達の現状を踏まえながら中小企業経営に与える影響を考察したい（なお本稿は2006年度本学特別研究費による助成成果の一部である）。

I 新会社法の特徴と中小企業への影響

それでは、なぜ会社法制の大幅な見直しが必要となったのであろうか。一般には、最近の社会経済情勢の変化に対応するため、また、国民に分かりやすい法制とするため等がその理由とされるが、趣旨としては、利用者の視点に立った規律の見直し、会社経営の機動

1) 成立は2005年6月29日第162回国会においてである。

2) 商法の制定は明治32年、有限会社法は昭和13年である。

性・柔軟性の向上、会社経営の健全性の確保等として説明される。

要は主な改正点はいずれも企業価値を高め、株主の利益を最大化することに資するものであり、会社法の創設に当たっては、このような理念に基づいて会社に関する各種制度の見直しが行われたと考えられる。今後ますますグローバル化が進展する中、企業が国際的な競争力を維持・向上させるため、さらには活力ある中小・ベンチャー企業の増大に資するため、ということが大きな制度趣旨と思われる。

具体的には会社の機関構成、すなわち企業経営の透明性向上という視点からコーポレート・ガバナンス（企業統治）に関して大きな変更がなされた。とくに大会社³⁾については、(1)取締役の職務の執行が法令や定款に適合することなど、会社の業務の適正を確保するための体制（いわゆる「内部統制システム」）の構築の基本方針を決定することを新たに義務付けるとともに、(2)株主総会における取締役の解任決議の要件について、これまでの特別決議から普通決議に緩和することとするなど、大会社における適正なコーポレート・ガバナンスの確保のための措置を講じている。

また中小会社⁴⁾のコーポレート・ガバナンスについては、以下のような規定が創設されている。(3)会社の規模にかかわらず、監査役⁵⁾は、原則として業務監査権限を有するものとし、業務監査権限を有する監査役が置かれていない会社については、株主による取締役の違法行為に対する差止請求権の行使要件の緩和など株主が会社の業務執行を直接監督する仕組みを設けるとともに、(2)会計参与制度の創設などの計算書類の適正性を確保するための仕組みを設けるなど、中小企業における適正なコーポレート・ガバナンスの確保のための措置が講じられた。

上記(1)については、従前、小会社においては監査役の権限を会計監査権限に限っており業務監査権限がないものとされていた（旧商法特例法25条）。とかくワンマン経営という形になりやすい中小規模の株式会社において業務監査権限を付してしまえば、監査役の任務懈怠等の責任追及問題が増大するおそれから、あえて会計監査権限に限定していたと理

3) 最終事業年度に係る貸借対照表における資本金の額が5億円以上であるか、または負債の部に計上した額の合計額が200億円以上である会社をという（会社法2条6号）。大会社については、会計監査人の設置義務（会社法328条1項、会社法328条2項、会社法327条5項）、公開会社（委員会設置会社除く）の監査役会設置義務（会社法328条1項）、取締役又は取締役会において業務の適正を確保するための体制の決定義務（会社法348条4項、会社法362条5項）、連結計算書類作成義務（会社法444条3項）などさまざまな制限ないし義務が設けられている。

4) 新会社法において中会社、小会社を定義付ける根拠条文はない。旧法のもとでは、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（1974年制定のいわゆる商法特例法）」において小会社を「資本の額が1億円以下の株式会社で負債が200億円未満である株式会社」と定義していた。新会社法では、大会社についての制限を除いて機関設計が自由となり、小会社の特例規定が意味をなさなくなってしまったからであろう。

5) 取締役及び会計参与の業務を監査する株式会社の機関である（同381条1項）。監査役の設置は原則として任意であるため、必須機関ではない（会社法326条2項）。明治23年制定の商法により設置されて、幾度となく改正されてきた。またアメリカ、ドイツなど世界各国でその機関構成や業務内容が異なる点が興味深い。

解される⁶⁾。

また(2)会計参与に関しては世界的にも珍しい制度といわれる。会計参与とは、株式会社につきその規模にかかわらず、任意に設置することができる機関（登記される役員）であり、要件としては公認会計士又は税理士の資格を持つ者が取締役と共同して計算書類を作成すること等をその職務とするものである（新会社法333条、374条）。

また計算書類の作成だけではなく、会社とは別に計算書類を保存し、株主や債権者に対してこれを開示する義務を負っている（同376条）。

つまり会計参与とは、主として中小規模の株式会社の計算書類（決算書）の適正性の確保に資するための制度ということである。これまで、中小会社における会計監査を担っていた監査役においては資格要件がないこともあり、名目的な機関である場合が多いといわれてきた。また、公認会計士・監査法人への依頼業務となる会計監査人監査は、信頼性は高いもののコストも高いと思われる。

ここ数年来、金融環境の変化の中で、中小会社にとっても計算書類の信頼性の確保が課題とされてきた。中小会社が決算書の信頼性を向上させるにより、①自社の経営状態が見きわめられるので適切な経営判断を行うことが可能となる、②金融機関の信頼を得ることができるので円滑な資金調達が可能となる、③取引先の信頼を得ることができるので新たな取引先の開拓が可能となる、などのメリットが指摘されてきた。こうした点に対する改善の方策として会計参与なるまったく新しい制度が導入されたのであろう。

こうした効果によりとりわけ会計監査人を設置しない中小会社の資金調達の多様化⁷⁾ もしくは円滑化につながることを期待したい。次節では、この会計参与の業務についてもう少しまとめてみたい。

全体的な印象として新会社法の発想は、会社の機関構造のあり方によって会社経営およびガバナンス機能における役割と責任の関係を決めようとしていると思われる。物的会社の代表とされる株式会社であるが機関構成という人的要素をもってより適正な運営を期待しているのであろう。とりわけ株式会社については、その機関の設置に関して多様な規

6) 要は実務上、監査役のなり手がいなくなってしまう点が危惧されたのであろう。

7) これまで有限会社などでは社債の発行ができないと解釈されており、株式会社以外の会社組織においては資金調達の手段が限られていたが、新会社法では、広く資金調達の円滑化を図るべく、すべての会社形態で社債を発行できるようになった（新会社法2条23号）。

すなわち既存の有限会社が移行する特例有限会社、取締役会が設置されていない株式会社はもちろん、合名会社、合資会社、新会社法で新設された合同会社でも社債を発行できるのである。このため、株式会社以外の会社でも少人数私募債の活用が可能になってくる。

少人数私募債は、少人数の縁故者や取引先を対象として発行する社債のことで、通常の社債に比べて①手続の簡素化、②無担保で発行可能などのメリットがある。これまで、有限会社などでは少人数私募債を利用できなかったが、新会社法ですべての会社に認められたこととなり、少人数私募債は中小企業の直接金融の手段として、より一層の活用が期待される。

なお、少人数私募債を発行するためには、①社債権者が50名未満、②社債権者に適格機関投資家（プロの投資家）がいない、③社債総額を最低券面額で除した数が50口未満（例えば、最低券面額が100万円の場合には社債総額が5,000万円未満）、などの発行条件を満たすことが必要となる。

図表1 新会社法における各種機関の設置態様

会 社 の 分 類		取締役会	監 査 役	監査役会	会計監査人	会計参与
株式公開会社	大会社に該当する	設置義務あり	設置義務あり	設置義務あり	設置義務あり	任意機関
	大会社に該当しない			任意機関	任意機関	
非公開会社	大会社に該当する	任意機関	同上	任意機関	設置義務あり	
	大会社に該当しないが 会計監査人を設置する		同上			
	大会社に該当せず、会 計監査人も設置しない		取締役会を設 置する場合は 設置義務あり			

定を設けている。会社の大きな分類をそれにより機関の設置態様がどのようなバリエーションになるか、次頁に図表1としてまとめた。会社の分類からという視点より、業種・業態・規模などから必要とすべき設置機関を考え、それにより会社の法形式的な形態を決めていく発想もベンチャー企業においては必要になると考えられる。

Ⅱ 会計参与制度の概要

本節ではもう少し会計参与の全体像について新会社法の条文を中心に考えてみたい。

①会計参与の設置について

株式会社には、原則として、1人または2人以上の取締役を置かなければならず、また、株主総会以外の機関を設置する場合、定款の定めによって、会計参与等の機関を置くことができる（新会社法326条）。したがって、定款で会計参与を設置する旨を定めれば、大中小の会社規模に関係なく、すべての会社において任意で設置できる。

会計参与は役員であるから、その選任は株主総会の決議による（同329条）。株式会社と役員（会計参与）との関係は、委任に関する規定に従うものとされている（同330条）。

会計参与と会計監査人との関係は、機関設計として会計監査人が設置されている場合であっても、「定款の定め」により会計参与を設置することができる。したがって、法制上、会計監査人と会計参与の併存する場合も想定されている。

②会計参与の資格並びに兼務の禁止について

会計参与の資格者は、公認会計士（もしくは監査法人）または税理士（もしくは税理士法人）でなければならない（同333条1項）。その場合、監査法人または税理士法人が会計参与に選任されたときは、社員の中から会計参与を選定し、株式会社に通知しなければならない（同条2項）。ただし、兼務禁止規定があり、会計参与を当該株式会社（またはその子会社）の取締役、監査役（もしくは執行役または支配人）その他の使用人から選定することはできない（同条3項）。

すなわち会計監査人が同一会社の会計参与を兼務することや、選定された監査法人から

同一人を会計監査人とし、会計参与とすることは禁じられている。

③会計参与の選任および解任について

会計参与の選任・解任は、株主総会の決議による（同329条および同339条）。役員を選任・解任する株主総会の決議は、原則として、議決権を有する株主の過半数が出席し、出席株主の議決権の過半数をもって行われなければならない（同341条）。

④会計参与の任期について

会計参与の任期については、取締役の任期規定を準用することとされた（同334条1項）。したがって、取締役の任期は、原則として選任後2年とされている（同332条1項）ので、それに準じて2年となる。ただし、会計参与設置会社が「会計参与を置く旨の定款の定めを廃止」する「定款の変更」をした場合には、会計参与の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了することになる（同334条2項）。

また特別規定が設けられており、公開会社でない株式会社（委員会設置会社を除く）の場合、すなわち、株式譲渡制限会社の場合、定款によって取締役の任期を選任後10年以内としているときは、その年数となる（同332条2項）。

⑤会計参与の報酬について

会計参与の報酬は、定款にその額を定めていないときは、株主総会の決議によって定める（同379条1項）。報酬の問題はお手盛りになってはいけなないので、それを避ける意味で、取締役会で定めることを避け、また定款規定の場合は変更の手続が面倒であるところから、総会決議で定められることになろう。

会計参与が2人以上ある場合、各会計参与の報酬等について、それぞれ個別にその金額を定款に定めておらず、または株主総会にも決議していないときは、定められた総額の範囲内で会計参与の協議によって定める以外にないことになる（同379条2項）。

さらに会計参与（会計参与が、監査法人または税理士法人である場合にあっては、その職務を行うべき社員）は、株主総会において会計参与の報酬等について意見を述べることができる（同379条3項）。

⑥会計参与による費用の請求について

会計参与が、その職務の執行にあたり諸経費を必要とする場合がある。その場合には、会社に対して以下の請求をしたときは、その請求に係る費用（または債務）が会計参与の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない（同380条）。

- 1 費用の前払の請求
- 2 支出した費用（及び支出の日以後におけるその利息の償還）の請求
- 3 負担した債務の債権者に対する弁済の請求

⑦会計参与の職務について

新会社法では、会計参与の職務ないし義務について次のような規定をおいている。

●計算書類の作成

会計参与の権限として、第一に「計算書類の作成」が挙げられる。ここで会計参与が、取締役と共同して作成する権限の与えられた書類とは、次のものを言う（同374条1項）。

(1) 計算書類およびその附属明細書

(2) 臨時計算書類

(3) 連結計算書類

なお、この場合において、会計参与は「会計参与報告」を作成しなければならない。会計参与報告においてなにを記載するかの明細は法務省令で定めるとされる（同条）。

上記の規定で計算書類というのは、次のものを意味する（同435条第2項）。

(イ)各事業年度に係る計算書類として定められた書類

(1)貸借対照表

(2)損益計算書

(3)その他株式会社の財産および損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるもの

(ロ)事業報告

(ハ)附属明細書

上記(イ)～(ハ)の書類は、「電磁的記録をもって作成」することができる（同435条第3項）。なお、保存義務として、前記の(イ)および(ハ)については、計算書類を作成した時から作成後10年間保存しなければならない（同435条第4項）。

会計参与が共同作成する書類としては、会計帳簿を含んでいない。これは会社の機関であるため経理業務つまり現業を行うべき義務を課さなかったということであろうが、法の趣旨からすれば、その媒体や作成プロセス、管理方法などに責任が問われる可能性は否定できない。

●「会計帳簿の閲覧・謄写権」および「報告を求める権利」

会計参与には、次のような「閲覧・謄写権」、「報告を求める権利」および「子会社調査権」が認められている（同374条）。

(1)会計参与には、いつでも次に掲げる「会計帳簿閲覧・謄写権」が認められている（同条2項）。

1 会計帳簿（またはこれに関する資料）が書面をもって作成されているときは、書面に表示された会計帳簿

2 会計帳簿（またはこれに関する資料）が電磁的記録を持って作成されているときは、その電磁的に記録された事項を表示したもの

(2)会計参与には、次のような「会計報告請求権」が認められている。

1 会計参与は、いつでも会計参与設置会社の取締役（および支配人その他の使用人）に対して会計に関する報告を求めることができる（同条2項後段）。

2 会計参与は、その職務を行うため必要があるときは会計参与設置会社の子会社に対して会計に関する報告を求めることができる（同条3項前段）。

(3)会計参与には、次のような「子会社調査権」が認められている（同条3項後段）。

会計参与は、その職務を行うため必要があるときは、会計参与設置会社（もしくは、その子会社）の「業務および財産の状況の調査」をすることができる。

会計参与から報告や調査を求められた子会社は、正当な理由があるときは、その報告または調査を拒むことができるとする「報告・調査拒否権」が認められている（同条4項）。

●監査役等への報告義務

会計参与は、その職務を行うに際して、取締役・執行役の職務の執行に関し「不正行為」または「法令若しくは定款に違反する重大な事実」があることを発見したときは、遅滞なく、これを株主（監査役設置会社にあつては監査役、委員会等設置会社にあつては監査委員会）に報告しなければならない（同375条1項）。

ガバナンス機能を強化するために、本来は監査役の業務であるが、会計参与にも報告する義務を課すこととしたのであろう。

●取締役会への出席権・意見陳述権

取締役会設置会社の会計参与は、計算書類、事業報告、附属明細書、臨時計算書類および連結計算書類等の承認をする取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない（同376条1項）。

会計参与設置会社において、取締役会の招集権者は、その取締役会の日の1週間前までに、各会計参与に対してその通知を発しなければならない（同条2項）。

会計参与設置会社において、取締役会の全員の同意を得て取締役会の招集手続を経ることなく開催するときは、会計参与の全員の同意を得なければならない（同条3項）。

●株主総会での意見陳述権・説明義務

会計参与は、株主総会において、会計参与の選任・解任／辞任について意見を述べることができる（同345条1項）。また、会計参与は株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならない（同314条）

●計算書類等の保存・開示

会計参与は、計算書類の改ざん等を抑止する目的から、計算書類等を株式会社とは別個に、会計参与の定めた場所（会計参与の事務所等）に備え置くことが義務づけられている。備え置き義務期間は、次のように定められた（同378条1項）。

1 各事業年度に係る計算書類・附属明細書・会計参与報告

⇒定時株主総会の日の1週間（取締役会設置会社にあつては2週間）前の日から5年間

2 臨時計算書類・会計参与報告

⇒臨時計算書類を作成した日から5年間

なお、会計参与設置会社の株主・債権者は、会計参与設置会社の営業時間内であれば、

いつでも会計参与に対し、次に掲げる請求をすることができる（同378条2項）。

(イ)各事業年度に係る計算書類等の閲覧の請求および謄本・抄本の交付の請求。

(ロ)計算書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、その電磁的に記録された事項を表示したものの閲覧の請求およびそれら書面の交付請求。

ただし、これら請求をするには会計参与の定めた費用の支払いが必要である（同378条2項）。

●会計参与の責任

会計参与が、任務を怠ったことによる会社および第三者に対する責任については、社外取締役と同様の規律を適用するものとし、会社に対する責任については株主代表訴訟の対象とすることとされている（同423条）。

以上に概括した会計参与制度の内容であるが、その普及のためには、会計参与が計算書類を作成するに当たって拠るべき指針の明確化が不可欠となる。そこで、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会の4団体により、「中小企業の会計に関する指針」⁸⁾が策定され、2005年8月に公表されている。

またその効果や普及の可能性についても中小企業の会計処理（経理）システムの実態と照らし合わせて、初めて言及することができよう。次節において考察してみたい。

Ⅲ 中小企業の会計処理実態

一般に経営資金の多くをいわゆる借入に頼っている中小企業は、日常の会計処理や決算書等の作成までの経理面においてどのような仕組みをとっているのでしょうか。ここでは中小企業庁が2006年6月に公表した「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート 調査結果」を援用しながら考察してみたい。以下は中小企業庁ホームページ上の資料および図にもとづいている。

【アンケート調査の概要】

調査目的：会社法施行や各種の企業会計基準を踏まえ、このような一連の取組みについての認知度・浸透度を測るとともに、中小企業における会計処理の実態及び情報開示や管理会計への意識を把握すること

調査期間：2006年2～3月

対象企業：建設業、製造業、運輸・倉庫・運輸業、卸売業、小売業、飲食業、不動産業、サービス業の中小企業2万社。

回答状況：回収数 4,821件（総数 5,069件から大企業子会社を除外）。

8) 指針の内容としては、①中小企業の実務に鑑み、コスト・ベネフィット等の観点から簡便な会計処理や法人税法上の規定を採用することを認めるもの、②すべての項目を網羅するのではなく、主に中小企業において留意が必要な項目について優先的に言及していること、③会計参与が計算書類を作成するに当たって拠ることが適当な会計のあり方を示すもの、という方向で規定されている。

【アンケート結果（概要）】（質問項目と回答数が多い順に記載している。一部省略）

A 経理財務に関する体制について、

- ① 経理財務担当の人員（事業主以外）は1名→57.2%
- ② 同じく2～5名→27.3%

B 経理財務に関する役割分担について、

- ① 「仕訳伝票を会計専門家（税理士・公認会計士等）に渡し、あとは外注している」→41.5%
- ② 「元帳作成まで社内で行い、決算処理と税務申告書の作成について会計専門家に外注」→28.9%
- ③ 「決算書の作成まで一貫して社内で行い、税務申告書の作成について会計専門家に外注」→23.3%

C 決算書の作成にあたり配慮している事項

- ① 「減価償却を每期必ず行っている」→63.7%
- ② 「在庫の陳腐化や紛失状況を点検し、それを反映した棚卸資産の計上を行っている」→38.0%

D 事業計画書の策定状況について、

- ① 「策定している」→59.0%
- ② 「策定していない」→39.9%

E 経営判断に関するアドバイスを受ける第三者の内訳について、

- ① 「税理士」→80.9%
- ② 「公認会計士」→18.5%
- ③ 「金融機関」→17.4%

F 決算書の作成、分析活用のための必要な取組みについて、

- ① 「経営者自身が理解を深めること」→90.5%
- ② 「役員の理解を深めるための教育」→38.6%、
- ③ 「税理士、公認会計士等専門家の活用」→33.9%

G 「中小企業の会計基準」について、

- ① 「いずれも知らない企業」→70.0%
- ② 「何らかのことを知っている企業」→26.3%、
（知ったきっかけは、「税理士を通じて知った」が42.8%と最も多く、次いで、「新聞・雑誌を通じて知った」（23.4%）の順となっている）。

H 適切な会計処理に基づき決算書を作成する取組みの狙いについて、

- ① 「自社の財務状況を適切に把握するため」→53.6%
- ② 「金融機関からの資金調達力を強化するため」→23.8%

I 「中小企業の会計」に準拠して計算書類を作成しているかについて、

- ① 「税理士等に一任しているため分からない」→63.8%
- ② 「準拠して作成している」→10.6%

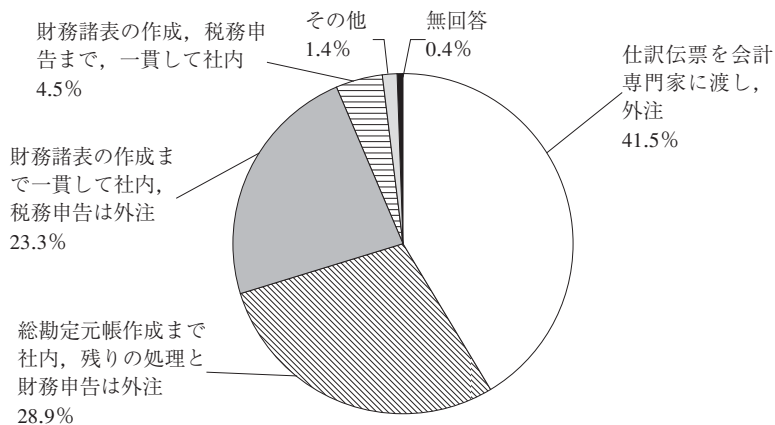
③「主旨は理解しているが、準拠していないところもある」→8.0%

（準拠して作成したことによる効果として「自社の実態が明らかになり、経営判断が行いやすくなった」が60.5%、「金融機関からの評価（信用力）が上がった」が44.4%となっている。

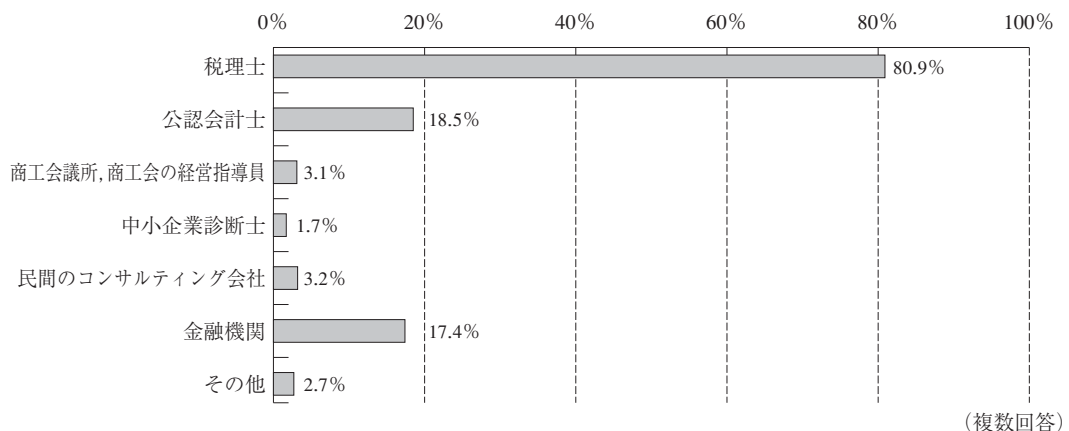
これらのうち特に重要と思われる上記BとFの質問項目について、集計結果を以下に引用する形で図示しておきたい。

新会社法への対応については株式会社のうち69.6%が「株式の譲渡制限がある」と回答しており、有限会社のうち20.6%が「株式会社への移行を考えている」、73.5%が「移行を考えていない」と回答している。移行を考えている理由としては、「信頼性の向上を期待」が70.3%、「ステップアップを図る」が62.6%であった。また移行を考えていない理

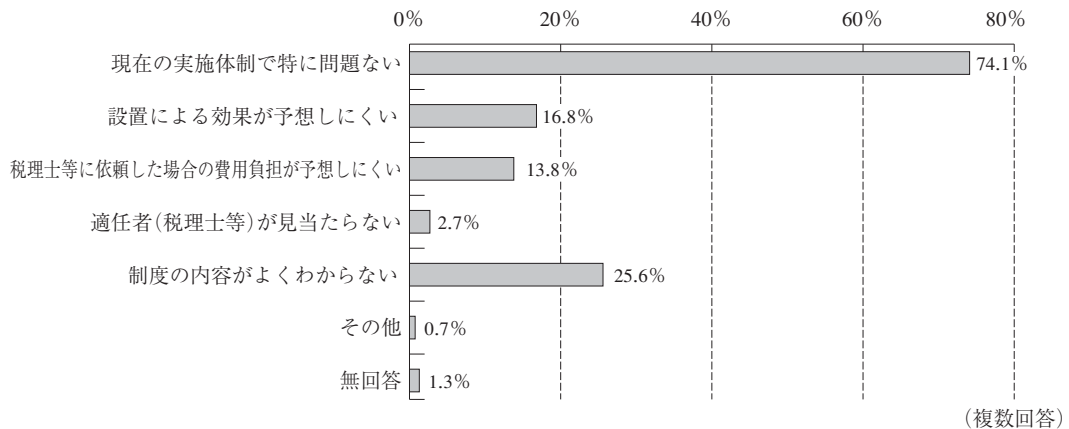
図表2 B 経理財務に関する役割分担について



図表3 E 経営判断に関するアドバイスを受ける第三者の内訳



図表4 会計参与制度の導入を考えた理由



由は、「移行の必要がない」が66.5%と最も多く、「商号変更等のコストがかかる」が45.2%、「有限会社の商号を利用したい」が39.8%と続いている。

会計参与についても「知っている」と回答した企業は28.6%にとどまり、そのうち施行後に「積極的に導入したい」、「顧問税理士と相談するなど前向きに検討したい」と回答した企業は合計して40.1%となっている。「導入は考えていない」とする企業は48.0%であったが、その理由については以下図表4のとおりである。

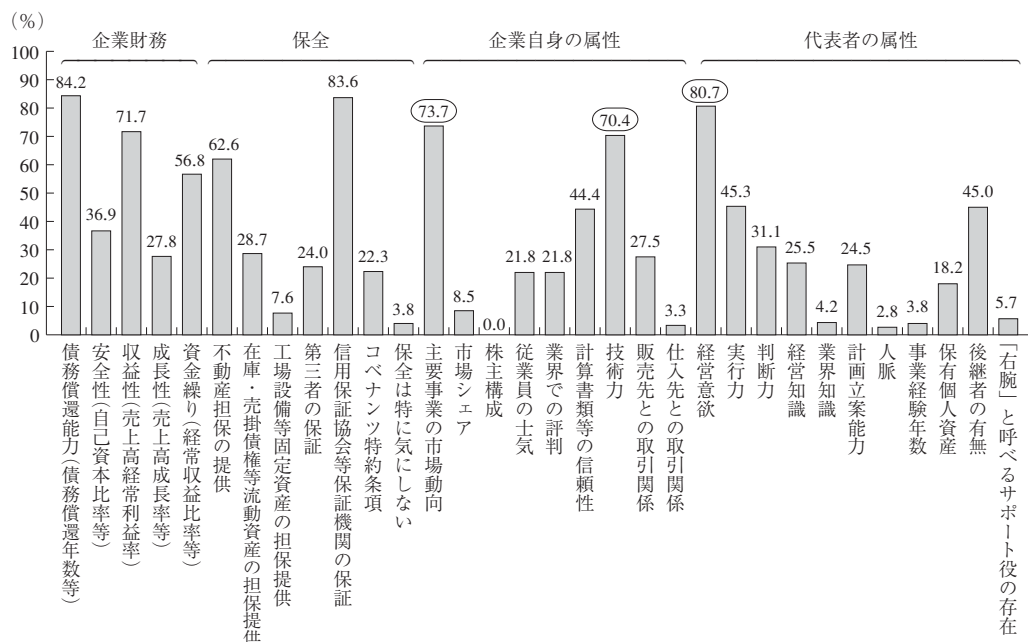
これらをみると、中小企業では比較的少ない人員で経理業務を担っており複雑な処理や高度な判断が求められる決算処理や税務申告書作成のレベルではほとんどの中小企業が外部会計専門家（税理士・会計士等）に外注し、またこれら会計専門家が経営状況の判断等まで関わっている様子がうかがい知れる。

つまりさまざまな経営資源に乏しい中小企業にあっては、管理機能や間接業務である経理部門には十分な人員は配置できないのであり、また案外、中小企業の経営者は社内的に孤独であって経営に関するアドバイスについては税理士・会計士などに求めざるを得ない状況と考えられる。またアンケート結果をみる限り会計参与についての認知度は低い状況だが、顧問税理士との関係や税理士側からの働きかけによっては、顧問税理士が会計参与を兼務⁹⁾する形で今後かなりの普及を見込むことができよう。

9) 独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に基づいて、適正な納税義務の実現を図ることを使命としている（税理士法第1条）。税理士が有する会計の専門性と独立性を重んじて会計参与の資格者として制定されたという立法趣旨からは、顧問税理士が顧問会社の会計参与に就任したとしても、税理士の使命である「独立した公正な立場」が損なわれる懸念は少ないと思われる。

なぜなら会計参与は「会計に関する専門的識見を有する者として、取締役と共同して計算関係書類を作成する」が、そのために強い権限と重い責任があり、また、「当該計算関係書類及び会計参与報告を会社とは別に備え置き、株主・会社債権者に開示すること等」を職務としているからである（新会社法378条、施行規則第103条第3項）。

図表5 中小企業向け貸出について金融機関が重要視すること



資料：(株)経済産業研究所（委託先：(株)東京商工リサーチ）

(2006)「中小企業金融環境に関する実態調査」

- (注) 1. 金融機関が中小企業に貸出審査を行う際「以前と比較して特に重要度が増すもの」と回答したものを集計している。
 2. 複数回答のため合計は100を超える。

終 わ り に

最後に中小企業が作成する決算書等の財務データがどのように利用されているのかについて考えてみたい。中小企業の外部利害関係者の代表的存在として金融機関が挙げられるが、以下の図表は中小企業向け貸出について金融機関が重要視する項目をアンケート調査によりグラフ化したものである（『2006年度中小企業白書』59頁より引用）。

図表5によれば、企業財務については債務償還能力、保全については保証協会などの信用保証機関の保証、企業自身の属性では主要事業の市場動向や企業の技術力、代表者属性については経営意欲を重要視するという特徴が見受けられる。金融機関側も中小企業に対しては、これまでの事業活動の結果としての財務状況だけでなく、今後の将来性につながる技術力をはじめ事業内容や経営意欲などに着目しているのである。

したがって、税務顧問契約又は税務代理契約を締結している税理士が会計参与と兼任することは何ら問題ない。ただし、会計参与と取締役との意見が一致せず、会計参与を辞任することとなった場合には、顧問税理士も辞任せざるを得なくなるような事態もあることを認識して会計参与に就任する必要がある。

2004年2月に改訂された金融庁「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」においても、金融機関に対して、「継続的な企業訪問等を通じて企業の技術力、販売力や経営者の資質といった定性的な情報を含む経営実態の十分な把握と債権管理に努める」よう明記されており、このような姿勢は今後ますます顕著になっていくものと思われる。

一方で中小企業においては質的、量的に十分な経営管理スタッフや財務会計職員を雇用することは困難であろう。激変する経営環境のなかで中小企業が存続していくためには、経営者がリーダーシップを発揮しながら税理士（税務申告用の決算書や申告書の作成）、公認会計士（経理システムや決算書の適正性チェック）、中小企業診断士（経営コンサルタント）など外部専門家の力を借りながら、効率的かつ強固な組織のあり方を追求していく姿勢が望まれるのである。

言い換えれば中小企業においても金融機関、取引先等のステークホルダー（利害関係者）からさまざまな経営情報の開示要求があると認識し、それらを適正に開示し管理できるためにもコーポレート・ガバナンスという発想を経営に取り入れる時代になったと考えられる。まずはその契機として会計参与に焦点をあて考察してきたが、望ましい経営管理システムの構築のためにも新会社法を積極的に活用することが期待されている。そのためには、税理士・会計士など外部の会計専門家が中小企業の健全な発展という視点からどのように顧問先に関与し業務を遂行していくかと、いう点が重要にもなる。

【参考文献等】

- 片山昌一郎 [2002] 『中小会社に係る計算書類の公開』, 大蔵財務協会.
宮口定雄・杉田宗久編 [2003] 『中小会社の会計基準と税務』, 清文社.
武田隆二 [2003] 『中小会社の会計』, 中央経済社.
長岡勝美 [2004] 『「中小企業の会計」と税務』, 税務研究会出版局.
酒巻俊雄編 [2006] 『新会社法と中小会社の実務対応』, 中央経済者.
近畿税理士会調査研究部編著 [2006] 『新会社法対応版「中小企業の会計に関する指針」ガイドブック』, 清文社.
中小企業庁編『中小企業白書2005年版』および『中小企業白書2006年版』.
日本税理士会連合会公表 [2006] 『会計参与の行動指針』.